

(3) 認定こども園、保育所等（3号認定、満3歳未満）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳までの児童を保育する認定こども園、保育所の設備の充実を図り、環境改善に努めます。

(単位:人)

		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
		0歳	1～2歳								
① 量の見込み	3号認定 (満3歳未満、保育 の必要性あり)	376	1,216	367	1,197	356	1,165	347	1,136	332	1,107
	② 確保方策										
	認定こども園	12	58	18	82	24	106	30	130	30	157
	保育所	262	850	267	865	272	880	277	895	283	884
	特定地域型保育事業	0	0	4	8	10	30	16	52	19	66
	認可外保育所	10	24	6	16	3	8	0	0	0	0
	計	284	932	295	971	309	1,024	323	1,077	332	1,107
	②－①	△92	△284	△72	△226	△47	△141	△24	△59	0	0
③ 実績値	認定こども園	6	34	12	58						
	保育所	270	847	270	863						
	特定地域型保育事業	16	49	28	90						
	認可外保育所	9	30	0	0						
	計	301	960	310	1,011						
	③－①	△75	△256	△57	△186						

※ 「特定地域型保育事業」とは、新制度において新たに市が認可する定員19人以下で満3歳未満児を対象とする事業です。

※ 量の見込みについては1号、2号認定はニーズ調査における実数、3号認定はニーズ調査の数値に現状の申込状況等を考慮し補正した数値です。

【取組状況等】

不足する3号認定の定員の確保については、幼稚園から認定こども園への移行の促進及び保育所の改修等による定員増を図るとともに、新たな特定地域型保育事業の認可について、計画を前倒しして実施することにより対応しています。